

飯塚

vol.67
新春

迎春

法人ニュース

IIZUKA CORPORATE JURIDICAL PERSON NEWS

発行所 公益社団法人 飯塚法人会
〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号4階403号室
TEL (0948) 28-8100
FAX (0948) 28-1786
ホームページ <http://www.iiho.jp>
(印刷)フジキ印刷株式会社

令和5年1月30日発行

目次

法人会会長あいさつ	(1)
飯塚税務署長新年あいさつ 令和4年度福岡国税局長、飯塚税務署長納税表彰	(2)
青年部会活動	(3)
女性部会活動	(4)
「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品	(5)
高校生「税に関する作文」入賞者、作品	(6)~(7)
中学生「税に関する作文」入賞者、作品	(7)~(8)
飯塚税務署からのお知らせ	(9)~(11)
自主点検チェックシートを活用しよう	(12)

事務所移転のお知らせ

新住所
〒820-0040
飯塚市吉原町6番12号4階403号室
※TEL・FAXの変更はございません。



謹賀新年



公益社団法人 飯塚法人会
会長 加藤 完治

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えの事と心よりお慶び申し上げます。

日頃より、法人会の事業へ積極的なご参加と組織の運営に対して多大なご協力を頂き、

心より感謝申し上げます。

2020年1月15日に日本で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス、今年で丸3年になりました。この間、世界そして日本も大きな経済的損失をこうむりました。

ここにきて、最悪期を脱し「ウィズコロナ」期に入ったといわれております。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学リスクの増大の影響を受け、我が国も急激な物価上昇の流れに飲み込まれ、先行きの不確実性が急速に増えています。

コロナ禍の中、飯塚法人会は、若干の縮小はありましたが、ほぼ従来通りの事業を展開することができました。5月26日に第11回の通常総会を開催、12月1日には青年部会による「こどもくらしっくコンサート」を管内12の小学校675名の参加で3年ぶりに実施致しました。

女性部会による絵はがきコンクール、16の小学校より711枚の応募がありました。

青年部会、女性部会の皆さんありがとうございました。

又11月には法人会事務所を商工会議所ビルの4階に移転致しております。

コロナでどの法人会も会員の減少に頭を痛めておりますが、当会では税務署、税理士会の皆様及び会員の皆様のご協力を頂きまして若干の会員増を確保しております。しかしながら、組織率としましては43.2%と下がっております。一層のご協力をお願いいたします。

コロナに負けず今年度も、従前とおりの事業を実施してまいりる所存でございます。会員の皆様のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。結びに会員の皆様のご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

飯塚税務署長 石津 武志

新年あけましておめでとうございます。
令和5年の年頭にあたり、公益社団法人飯塚法人会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、飯塚法人会の役員の方々並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここ数年は、コロナの影響により、法人会活動に苦慮されていたかと思いますが、そんな中でも、3年ぶりに、こどもくらしっくコンサートが開催されるなど、少しずつではありますが、コロナ前の状況に戻りつつあり、本年は、より多くの活動が制限なく行われることを祈るばかりです。

さて、本年10月から、いよいよインボイス制度が開始されます。まだ申請がお済でない方につきましては、早めの申請をお願いいたします。

また、間もなく令和4年分の所得税・贈与税等の確定申告の時期を迎えますが、従前より国税庁においては、納税者の皆様の利便性の向上及び税務行政の効率化・高度化の観点から、マイナンバーカードを活用したe-Taxの普及及び定着に向けて取り組んで参りました。特に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の機能が拡充され、パソコン及びスマートフォンを活用したe-Taxがさらに簡単、便利に御利用いただけるようになりました。

飯塚法人会の会員の皆様方におかれましては、コロナの状況下で密を避けるためにもマイナンバーカードを活用したe-Taxを積極的に御利用していただくとともに、納付手続についても、スマホアプリ納付といったキャッシュレス納付を御利用いただき、電子申告・電子納税を一体の手続として御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、新しい年が飯塚法人会及び会員の皆様方とその御家族にとりまして、明るく健康で幸多い年になりますよう、祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和4年度 福岡国税局長・飯塚税務署長納税表彰

昨年11月に申告納税制度の普及発展と納税動議の高揚に寄与された功績を称され、榑島副会長は福岡市のホテルで、国税局長納税表彰状を授与されました。

また、石津飯塚税務署長が、緒方監事、坂口常任理事の事業所を訪問され、表彰状、感謝状を贈呈されました。

国税局長納税表彰 (団体役員功労者)



公益社団法人飯塚法人会
副会長 榑島 典仁

税務署長納税表彰 (団体役員功労者)



公益社団法人飯塚法人会
監事 緒方 隆博

税務署長感謝状



公益社団法人飯塚法人会
常任理事 坂口 高昭

青年部会活動

第20回こどもくらしっくコンサート 青年部会長 福本圭史

2022年は実に3年ぶりに「こどもくらしっくコンサート」を開催する事ができました。

本年はコスモスコモン改修工事に伴い、同施設が利用できず、嘉穂高等学校のご厚意により同高校の潤陵館にて執り行う事となりました。ただ、会場の収容人数の関係で、参加を表明して頂いた小学校の全員を招くことが出来なかった事は残念ではありましたが、それだけこのコンサートを毎年、楽しみにして頂いており、好評を得ている証であると実感した次第です。

当日の税金クイズは大きな盛り上がりを見せ、久しぶりに子供たちの明るく元気な声を聞く事ができました。また、嘉穂高等学校吹奏楽部の素晴らしい演奏を聴き、自然とリズムを取る子や手拍子する子などを見る事が

でき、子供たちにとって楽しいひと時を提供できたものと思います。

これは飯塚法人会が誇るべき地域貢献事業であり、その事業に携わる事ができた事を嬉しく思います。



第36回「法人会全国青年の集い」沖縄大会

青年部会長 福本圭史

昨年11月24日より沖縄県で開催されました、法人会全国青年の集いに、私と副部会長2名の計3名で参加してきました。初日より生憎の空模様ではありましたが、沖縄市には全国から集まった青年部会員たちの活気であふれていました。初日の租税教育活動プレゼンテーションにおいては、各県連より選抜された人たちが行う租税教室だけあって、分かりやすく児童も興味を持てる内容となっており、参考となる事が多々ありました。

そして、今回より青年部会の正式な活動として始まったのが「健康経営大賞」こちらは、租税教育活動プレゼンテーション同様、各単位会においてどの様に「健康経営」に取り組んでいるかの発表があり、飯塚法人会青年部会ではまだ具体的な活動を行っておりませんが、次年度へ向けて取り組みを開始しなければならないものであると感じました。



租税教室の講師を務めて

青年部会 野見山 勉

まず初めに、私自身が租税教室に携わることができたことに感謝いたします。

小学生が税についての授業を素直に聞いてくれるのか不安を抱えたまま当日を迎えましたが、分からないことに興味・関心を抱く子どもだからこそ、私の声に耳を傾け、VTRを真剣に観て租税について理解してくれたものと思います。

これからの未来を作っていく子どもたちが、租税に関する正しい知識を更に深め、より良い社会を築き上げてくれることを切に願います。



女性部会活動

中学生の税に関する作文の第2次審査に参加して

女性部会 会計 松本 幸子

令和4年9月28日(水)飯塚税務署にて飯塚法人会女性部会10名が、今年度の中学生「税に関する作文」の2次審査を行いました。

飯塚税務署管内の中学3年生が参加された作品の中より、第1次審査において優秀な15作品が選出されていました。

選出された作品を、公正な判断のもと、構成・共感・獨創性・税に関する理解度の5項目ごとに、女性部会員が点数を付けて行い厳正な審査の結果、各賞が決まりました。

小学6年生で、租税教室の授業を受けて、中学3年生で再び租税教室の授業を受けたことも違いますが、こんなにも素晴らしい作文を書けるようになったのを目のあたりにし感動を覚えました。

特に、自分の体験から、疑問に感じた自動車税、ふるさと納税のことや他国(北欧諸国)との違いも調べていて、意識の高さを感じ、教育にも税を使ってほしいとの意見に共感いたしました。

飯塚法人会として、税に関する情報発信の必要性を改めて感じるきっかけとなりました。

租税教室に関わっていただきました女性部会の皆様ありがとうございました。

租税教室の講師を務めて

女性部会 理事 大谷 香里

十数年前、当時の部会長 宮嶋さんから、「女性部会でも講師をできるようにしたいから大谷さんお願いね」とお声掛けいただき、税務署の担当官のマンツーマンのご指導の元八木山小学校でデビューしたことを思い出します。

月日が経っても児童の様子は変わりません。私たち外部講師の話を素直に一生懸命聞いて「税に関する絵はがきコンクール」に参加してください。ただ、最近はネットで予習している児童もいて、伝える私達も一層精進しなければと気を引き締めています。

租税教室の最後に「税金は大切ですね。嫌だなあと思わずに納められるようになりたいです。」とキラキラした目で話してくれる児童の皆さんに、「そのまま大人になってね」と心でつぶやきながら今年も教室を後にしました。

税に関する絵はがきコンクールの作品は力作ばかりです。法人会の会員の皆様にも是非見ていただきたいと思います。



「第13回税に関する絵はがきコンクール」審査会

女性部会では租税教育活動の一環として、我が国の将来を担う子どもたちに税を正しく認識してもらうとともに、図工学習に貢献するため、小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

今年度は、飯塚税務署管内の小学校16校から711点の応募がありました。

1月11日(水)に飯塚税務署会議室において審査会を開催し、原田敏規飯塚美術協会会長、石津武志飯塚税務署長、平川俊昭嘉飯租税教育推進協議会副会長並びに飯塚法人会の加藤完治会長、福本圭史青年部会長、竹下佳寿子女性部会長をはじめ女性部会役員の皆さんなど、20名で厳正に審査しました。

最優秀賞に選ばれた片島小学校の永津遥香さんの作品他、全応募作品を飯塚信用金庫本店並びに幸袋・稲築・庄内・鯉田・葦田・筑穂桂川支店に1月16日から2月3日まで展示していただきました。また、イオン穂波店ふれあい広場にも2月4日～2月12日まで全作品を展示します。引き続き、飯塚税務署2階ロビーに2月16日から3月15日まで展示しますので、是非多くの方に見ていただきたいと思います。



公益社団法人飯塚法人会 女性部会租税教育活動

第13回「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品



片島小学校 矢津 遥香

最優秀賞



福田小学校 加藤 あおい

飯塚税務署長賞



若菜小学校 江藤 銀次郎

富新租税教育推進協議会会長賞



福田小学校 三浦 広希

飯塚法人会会長賞



福田小学校 大西 萌

飯塚法人会女性部会長賞



精川小学校 新垣 りん

飯塚法人会女性部会長賞



飯塚小学校 山田 紗輝



飯塚小学校 有山 らい雅



飯塚小学校 佐々木 光



内野小学校 渡辺 結貴



福田小学校 河崎 希



精川小学校 溝口 和歌



精川小学校 矢野 心春



豊原小学校 結城 豊彦



福田小学校 西村 神華



下山田小学校 長尾 実



庄内小学校 伊藤 悠



大分小学校 森岡 謙



八木山小学校 大塚 聖



飯塚小学校 宮田 敦



福田小学校 刀丸 心

審査会特別賞

令和4年度「税に関する高校生の作文」受賞者一覧

賞	題名	氏名	学校名	学年
飯塚税務署長賞	税と私たちの権利	二場 菜々香	福岡県立嘉穂高等学校	1
#	これからの消費税	伊豆丸 小春	嶋田学園飯塚高等学校	1
福岡県飯塚・直方県税事務所賞	税という身近な恩恵	安 永 敦 哉	福岡県立嘉穂高等学校	1
#	税の大切さ	と 社 突 程	嶋田学園飯塚高等学校	1
嘉飯租税教育推進協議会会長賞	つながっていくパトーン	な 仲 上 実	福岡県立嘉穂総合高等学校	1
飯塚税務署管内税務連絡協議会会長賞	誰かの支えになる「税」	さ 佐 藤 速 斗	福岡県立嘉穂総合高等学校	1
#	税の意義について	こ 古 道 淳 仁	福岡県立嘉穂高等学校	1
嘉飯租税教育推進協議会会長賞	住民税について	お 大 田 紘	福岡県立嘉穂高等学校	1



飯塚税務署長賞

題名:税と私たちの権利

福岡県立嘉穂高等学校1年 二場 菜々香

私たちがこれからの国の発展に向けてすべきことは何だろうか。それは、税制度について考えることだと、私は考えた。何故なら、税は国民の身近にあり、国を動かすためには欠かせないものだからだ。

今、税金の問題はたくさんあり、それらに対する取り組みも行われている。しかし、完璧な改善はなされていない。特に、脱税者の増加、消費増税による低所得者の生活の悪化、そして税制改革に無関心な人々の増加が問題となっている。

これらの問題を解決するために、私は三つのことを一人ひとりが心掛けて行う必要があると考えた。

一つ目は、納税の義務を果たすことである。国民生活を保障する国と私たち国民との間に交わされた納税の義務を守らなければ、国の働きは悪くなり、機能不全に陥るだろう。

二つ目は、今よりも税への関心をもち、積極的に政治へ参加することである。学生であれば、社会の授業で税の仕組みや問題点について学ぼうとする姿勢、学生以外でもインターネットや書籍、ニュースなどで様々なことを学ぶことは、税金の問題解決だけでなく、自身の成長にもつながり、とても重要なことである。また、十八歳以上の人々は、税制改革について案を出す国会議員を選出する選挙への積極的な参加が必要である。事前に、立候補者がどのような公約を掲げているのか、それは実現可能なのかなど、細かく調べてから自分の意思で投票すべきである。自分の考えや意思を国へ伝えるための大切な選挙に参加せず、自らの手で権利を侵すようなことは決してあってはならない。それは、国民としての権利を放棄することと等しい。納税によって生活が苦しくなっていると感じる人々がいるのなら、彼らは自分の意思表示をする機会に十分に参加する必要がある。そして、政府も様々なことに配慮しながら、その要望に応じていかなければならない。

三つ目は、税の問題について自発的に考えることだ。二つ目の関心をもち、学ぶ姿勢を身に付けるだけではまだ不十分である。さらに、私たちが「考える」ことをすることで思考はより深まり、税問題の解決につながる私は考えている。

私の提案は、どれも「当たり前」のように感じられるかもしれない。しかし、できていない人が、近年増加傾向にあることは事実である。今できていないと思う人は三つの提案を定着させ、心掛けていくべきであり、できている人はそれを続けていかなければならない。国民の権利を放棄せず、「税金の問題は「他人事」ではなく、「自分事」の問題だ」という意識をもつことで、私たちの国は豊かになっていくのではないだろうか。



飯塚税務署長賞

題名:これからの消費税

嶋田学園飯塚高等学校1年 伊豆丸 小春

私たちに一番身近な税はなんでしょう。それは、「消費税」です。最近、消費税がだんだんと増えてきています。みなさんはどう思いますか。私は、私たち国民の負担が大きくなりますが、いいと思います。そう思う理由は二つあります。

一つ目は、私は去年の税の作文で、世界の消費税率について書きました。そこで、日本より高い国もあれば少ない国、消費税がない国もあることを初めて知りました。おもに、ヨーロッパでは消費税率が高く、十五%以上の国がほとんどでした。ですが、その分、医療費、教育費、介護費などが完全に無料で、特に治療費は億単位の費用がかかっても、国が負担し、海外での治療費も同様だそうです。そして、世界の幸福度ランキングでは上位をヨーロッパの国々が占めており、日本は六十二位だそうです。ここから、消費税率が高いと、国民の負担は大きくなりますが、幸福感が高くなるということが分

かります。

逆に消費税率が低い国では、どうなのでしょう。例として、カナダ、タイ、台湾、シンガポールなどがあげられます。それらの国々は、消費税が高い国と逆で、国民の負担は少ないですが、その分、医療費や教育費などが全額自己負担になり、消費税率の高い国よりも、教育の質が下がったり、病院に行けないなどといったことが起こっています。そのため、お金の余裕がある人とならない人との間で格差が生まれやすくなります。消費税率を上げることによって、平等になるのでしょうか。

二つ目は、今の日本の状況です。今の日本は少子高齢社会という問題を抱えています。これからもっと高齢者が増え、子供の数が減るといわれています。今以上に増えると、高齢者の生活を支える年金が足りなくなります。そうなれば、一人の労働者がたくさんの高齢者の年金を支えなければなりません。だからといって、労働者だけが負担を負うのではなく、みんなで協力すべきです。少子高齢社会は個人の問題ではなく、国の問題です。だから、年齢関係なく払う税、「消費税」を年金の一部にあてると、労働者一人の負担が減るのではないのでしょうか。

これらの理由から、私はこのまま消費税が高くなるべきだと思います。確かに日本より消費税率が低い国や、消費税がない国もありそれで成り立っている国もあるでしょう。ですが、日本ではそうとは限りません。実際に日本国民は「税金」のおかげで助かっています。そして、今ではなくてはならないものになっています。

令和4年度「税に関する中学生の作文」受賞者一覧

賞	題名	氏名	学校名	学年
福岡県納税貯蓄組合連合会会長賞	使い道を選ぶ税	黒田 陽菜	飯塚市立筑穂中学校	3
飯塚税務署長賞	税を知って、考える日本の明日	村上 彩音	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校	3
〃	障の立役者	松本 恵実	嘉麻市立権井中学校	3
飯塚市長賞	税金で救われる私達	山口 奈愛	飯塚市立庄内中学校	3
嘉麻市長賞	私を支えてくれた「医療費」	高山 紗英	嘉麻市立権井中学校	3
公益社団法人飯塚法人会会長賞	教育に使われる税金	大里 蓮	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校	3



飯塚税務署長賞

題名:税を知って、考える日本の明日

福岡県立嘉穂高等学校附属中学校3年 村上 彩音

「高いね…」

ある日、母の口からこんな言葉を聞いた。何のこと？と尋ねると、税金、という返事が返ってきた。どうやら自動車の維持費の高さに少し困っているようだった。そのとき、そういえば車の税って何のためにあるんだろうとふと思った。今まで消費税しか納めたことがない私にとって、ほぼ緑のないような存在であり、特に車に税をかける必要もないのではないかなと思った。何のために高い税金を払っているのか気になった私は、税について調べてみることにした。

まず、私が税に疑問を持つきっかけになった車の税について調べた。正式には自動車税と呼ばれるものだった。調べるうちに思わず「へえ」と声が出るくらい、知らないことばかりだった。自動車税をまだ直接納める身ではないとはいえ、自分が税についてあまりにもよく分かっていなかったことに驚いた。自分が納税者の一人としての自覚を持つことが大切だと痛感させられた。

次に、税の使い道がどうなっているか疑問に思い、調べてみることにした。自動車税に限って調べると、母の持つ普通車について、県税としておよそ三万六千円程度も納税していることが分かった。思っていたより高いことに驚く。では、その税はどのように使われているのかというと、一般財源となり、多種多様な事業、サービスなどに活用されているようだった。私たちが普段から支えてもらっている教育を始めとして、例を挙げれば際限がない。地域の医療、警察や消防、道路整備や文化振興のため、公共事業や福祉、地方公務員の給与などにも使われている。ここまで調べて、ようやく「そんなところにも税金が使われているんだ」と初めて知ったことさえた。これまで以上に、教育の機会や医療のサポートなど、日常的に税金に助けられていることに、改めて感謝しようと思った。自動車税だけでも、私たちの生活を大きく支えてくれている税金は、決められた額をきちんと納め、それを有効活用することが日本の未来のためにも必要なことだと思う。

改めて、税について調べた結果、自分が知らないことばかりで、もっとたくさん知る必要性を感じた。なぜ払っているのか分からなくて漠然としていた税も、しっかり調べればそれは日本の社会を担うものだとして理解することができた。お互いを支えあい、日本を支えるために必要な税金について、もっと考えようと思う。知らなかった世界に飛び込んだようで、とても興味深いことばかりだ。これからも、学び続けていられたいと思う。



飯塚税務署長賞

題名: 蔭の立役者

高麻市立権井中学校3年

松本 恵実

突然けがや病気で動けなくなったら、あなたはどうしますか。大切な家族が日常生活を一人で送ることが困難になったとき、どうしたらいいのか悩むと思います。私の祖母は唐突に脳梗塞という病気を発症しました。突然に倒れ、祖母の意識が戻った時には、すでに重度の麻痺と障害があり、その後、後遺症により介護が必要になりました。以前は一人で出来ていたことが、急に自分だけでは出来なくなり、祖母は落ち込んでいました。祖父や母も、突然介護をしなければいけなくなり、気持ちの整理が出来ないまま、毎日介護に追われる生活になりました。

祖父や母には介護の経験がなかったので、祖母の入浴介助をすることは難しく、母は、働いていても祖母が入浴や機能訓練などの介護サービスが受けられるように、ケアマネージャーに相談して、祖母はデイサービスを利用して、生活するようになりました。毎朝、デイサービスへの送迎の時には、スタッフの方が祖母の家に来て、明るく親切に祖母の送迎をしてくれます。祖母は後遺症のことで落ち込んでいましたが、デイサービスに通うようになり、元気を取り戻しました。

デイサービスのような介護施設は、私達が日々負担している税金で建設されています。

祖母がデイサービスを利用するようになって祖父や母は、介護の負担が減り、自由に過ごせる時間ができました。祖母がデイサービスを利用する間は、落ち着いて介護について考えることができ、気持ちの上でも随分と楽になりました。

税金は、社会福祉制度など高齢者が安心して生活できる環境の整備を充実させ、私達の暮らしを陰から支え、不自由なく暮らせるようにしています。このことから、税金について私は費用対効果が高いと思います。買い物をするときには消費税を払わなければいけません、みんなが平等に少しずつ負担することで、介護などの福祉サービスや学校の教科書、道路の整備にも役立てられていて、とても割に合った仕組みだと思います。納税をすることで、一人一人の負担は増えますが、社会保障が充実し、私達の豊かな暮らしに繋がると思います。

私はこれから、日本の未来を背負うものとして、しっかりと学び、納税をすることで、誇りをもって社会に貢献できる大人になりたいです。



公益社団法人飯塚法人会会長賞

題名: 教育に使われる税金

福岡県立高橋高等学校附属中学校3年

大里 遙

私の親戚は公立学校で教師をしています。

そのため、その人から学校での生徒たちの様子や学校の色々な事情などを聞くことが時々あります。

その中で感じるものの一つは、学校教育にはとてもお金がかかるということです。教科書や授業の用具、先生方のお給料から建物の設備に至るまで、様々なものに費用が発生します。そして、その多くは私たちの納める税金でまかなわれています。私たちがそこまでお金をかけずに中学校までの教育を受けられるのは税金のおかげであり、税金はとても身近で大切なものだと思います。

しかし教育にかける国のお金は今のままで十分なのでしょう。

国の令和四年度当初予算の一般会計歳出額のうち、「文教及び科学振興費」の割合は五・〇パーセントです。また、二〇一七年のOECDの調査によると、政府支出に占める公的教育費割合は日本は先進国で最低レベルの七・八パーセントで、OECD平均の一〇・八パーセントにも及んでいません。

この数字を見たとき私は「私たち子どもの教育は大切だと思われていないのでは」と感じざるをえませんでした。他国と比べても、お金の面では日本は教育にさほど力を入れていないように見えてしまいます。

また、今の状態では、義務教育ではない高校や大学には学費が多くかかります。それによって、どうしても経済的に余裕のある子どものほうが良い教育を受けられることになり、教育格差が生まれてしまうのではないかと思います。学費によって行きたい学校への進学をあきらめるのはあまり望ましいことではないと思います。

日本は少子高齢化の影響もあり社会保障関係への支出が増えています。若者の数は減っていく一方で、公的な教育への支出が増えないのも仕方のないことなのかもしれません。しかし、私たちも将来の日本を良くしていくためにたくさん学びたいと思っています。教育に投資することが、ゆくゆくは日本の発展に寄与することになるのではないのでしょうか。

私も納税者の一人です。私たちが納める税金がどんなことにどのくらい使われているかを知っていくことが大切だと思います。そしてその中で私は、日本は教育に使うお金の割合をせめて世界水準まで引き上げることが必要だと感じました。私はこれからもっと税金について学んで、様々なことを改善していきたいと思っています。

事前予約制

飯塚税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会の開催について

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。
- 適格請求書（インボイス）を発行するためには、登録申請が必要です。
- 国税局や税務署では、次の説明会を開催しています。
 - ① 消費税のしくみから知りたい方を対象とした説明会【導入編】
 - ② インボイス制度全般について知りたい方を対象とした説明会【概要編】
 ご希望の説明会を選択いただきご参加ください！



【直近の説明会開催日程】

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和5年2月14日(火)	【導入編】13:30～14:30 【概要編】15:00～16:00	各15名	飯塚市立岩交流センター第4研修室 (飯塚市新立岩8-13)
令和5年3月16日(木)	【導入編】13:30～14:30 【概要編】15:00～16:00	各15名	飯塚市立岩交流センター第4研修室 (飯塚市新立岩8-13)
令和5年4月19日(水)	【導入編】13:30～14:30 【概要編】15:00～16:00	各15名	飯塚税務署2階共用会議室 (飯塚市芳雄町13-6)
令和5年5月17日(水)	【導入編】13:30～14:30 【概要編】15:00～16:00	各15名	飯塚税務署2階共用会議室 (飯塚市芳雄町13-6)
令和5年6月16日(金)	【導入編】13:30～14:30 【概要編】15:00～16:00	各15名	飯塚税務署2階共用会議室 (飯塚市芳雄町13-6)

事前予約（問合せ）先 飯塚税務署

【個人の方】個人課税第1部門 Tel:0948-22-6712 担当 福士・陶山・山本
 【法人の方】法人課税第1部門 Tel:0948-22-6793 担当 稲石・日野



- ※1 説明会は事前予約制です。
参加をご希望の方は、税務署の総合窓口又は事前予約先まで電話で予約してください。
- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※3 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況又はその他の事情により、中止となる場合があります。
なお、中止となる場合は事前予約時に登録された連絡先へ電話により連絡させていただきます。

説明会の日程は随時更新しております。最新版は福岡国税局ホームページ「消費税インボイス制度説明会」をご覧ください。



説明会に関する情報

オンライン説明会を開催中!

- ◆ 職員が制度の説明をいたします。
- ◆ 毎週開催! 随時、申込受付中! 質問もチャットで受付!
- ◆ スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧ください。



オンライン説明会について

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！

 PayPay
  d払い
  au PAY
 LINE Pay
  Pay
  amazon pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イーダ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

事前手続き不要！

**いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

確定申告会場は、2月8日（水）から開設します

！ 確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、**ご自身のスマートフォンにより、申告書の作成を行っていただきます。**

所得税 ・ 贈与税の申告と納付は **令和5年3月15日（水）**まで
 個人事業者の消費税の申告と納付は **令和5年3月31日（金）**まで

◆◇会場への入場には「入場整理券」が必要です◇◇

入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることもあります。

配付方法

- ・ LINEアプリによる事前発行
(来場希望日の10日前から予約可能)
- ・ 会場で当日配付



国税庁LINE公式アカウントを友だち追加♪

- ※ 来場の際は、マスクを着用していただき、できる限り最少人数でお越しください。
- ※ 入場の際、37.5度以上の発熱が認められる方は、入場をお断りさせていただきます。
- ※ マイナンバーカード方式でのスマホ申告を行う際には、マイナンバーカードの他にマイナンバーカードの暗証番号（署名用：英数字6～16桁、利用者証明用：数字4桁）が必要になります。また、事前にマイナポータルアプリをインストールしていただく必要があります。

..... 【確定申告会場】

会場

飯塚合同庁舎1階（飯塚税務署内）
 飯塚市芳雄町13番6号

期間

令和5年2月8日（水）
 ～令和5年3月15日（水）
 ※ 土・日曜日・祝日は休みとなります。

受付

午前9時～午後4時



ご不明な点等は、お電話等で問い合わせることができます

チャットボットでの相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員ふたば

お電話での相談

飯塚税務署
 (0948) 22-6710

【相談期間：令和5年1月13日（金）～3月15日（水）】

所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するお問合せ



【確定申告テレホンセンターの担当者にお願いします。】

国税に関する一般的なお問合せ



【電話相談センターの担当者にお願いします。】

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		(法人会 自主点検チェックシート)	

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

**まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。**

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	法人会の会員であることを ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

 飯塚法人会

URL <http://www.iiho.jp>
TEL 0948-28-8100

